

I 新規定

「服装は常に端正・清潔にして華美に流れずに本校生徒の品位を保つこと」を目標として、次のように定める。

1 制服上衣

学校指定のジャケット、長袖シャツか半袖シャツ、リボンかネクタイを体調や気温などに応じて着用する。

※すそを折り曲げたり、縫い込んだりしないこと。

※式典や進路指導、行事などで指定のある場合はそれに従う。

2 制服下衣

(1) スカート

学校指定のスカート。

(2) スラックス

学校指定のスラックス。

※標準の丈のもので、長くのばしたり、縮めたりしないこと。

3 制服のその他

学校指定のセーター及びベストは、体調や気温などに応じていつでも着用してよい。

4 履物

(1) 通学用

通学に安全で華美でないものとする。サンダルなどは使用しない。

(2) 上履き

学校指定の体育館シューズ。

5 靴下・タイツ

華美でないものとする。

6 体育時の服装

学校指定の体育服。上履きは学校指定の体育館シューズ。

7 通学時の服装

学校指定の制服。ただし、体調や気温などの状況によって学校指定の体育服で通学してよい。また、防寒着としてオーバーコート類を着用してよい。ただし、華美でないものとする。

※制服と体育服を混合して着用しない。

8 防寒具

学校指定のセーター及びベストを着用してもよい。また、校内で暖房設備のない場所においてはオーバーコート類を着用してよい。ただし、華美でないものとする。

※式典や進路指導、行事などで指定のある場合はそれに従う。

9 その他の身だしなみ

(1) 頭髪

場面や状況に合わせた髪型とする。染色、脱色、過度に技巧的又は無技巧的な髪型はしない。

(2) 化粧

化粧はしない、もしくは場面や状況に合わせた化粧とする。過度な化粧やマニキュア等はない。

(3) アクセサリー類

アクセサリー類は身につけない。

以上の規定につき、特別な事由によってこの規定を守ることができない場合には、異装許可願を担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得ること。また、学校指定の制服や体育館シューズ、体育服等を加工したり改造したりした場合、状況によっては再購入とする。

II 主な変更内容

(1) 冬服・夏服の表記の削除。

(2) 制服の着用規定を柔軟化。体調や気温に合わせて着用可。

(3) 通学時の服装規定を追加。学校指定の体育服での通学可。

(4) 防寒着の着用規定を柔軟化。校内で暖房設備のない場所における着用可。

(5) 化粧についての規定を柔軟化。

III 変更の過程

職員会議、PTA 役員会を経る。

※生徒、保護者の意見も聴取済み。